

介護老人保健施設事業会計予算

議第 49 号

平成22年度 恵那市介護老人保健施設事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度恵那市介護老人保健施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 施 設 床 数	入所床数	85 床
	短期入所床数	10 床
	通所床数	15 床
(2) 年 間 利 用 者 数	入所者	30,405 人
	短期入所者	3,577 人
	通所者	3,426 人
(3) 1日平均利用者数	入所者	83.3 人
	短期入所者	9.8 人
	通所者	14.1 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 施設運営事業収益			479,500 千円
第1項 事業収益			462,631 千円
第2項 事業外収益			16,869 千円
	支	出	
第1款 施設運営事業費用			479,500 千円
第1項 事業費用			464,785 千円
第2項 事業外費用			14,715 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,885千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			21,115 千円
第1項 出資金			21,114 千円
第2項 寄附金			1 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			34,000 千円
第1項 企業債償還金			31,670 千円
第2項 建設改良費			2,330 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 332,010 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成 22 年 3 月 2 日 提出

恵那市長 可知 義明